

支援措置 (農地の出し手に対する支援)

(1) 地域に対する支援 (地域集積協力金)

地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、その地域に対して交付

- ※「地域」とは、同じ市町内の一定区域で、全域が同じ人・農地プランのエリアに含まれていること
- ※既に利用権を設定している地域で、合意解約し、機構を経由して地域内の農地をそのまま元の耕作者に貸し付けるものは対象外

交付金名	機構の活用率	単価(10aあたり)	協力金の使途
地域集積協力金(一般地域)	20%超40%以下	1万円	地域が市町と相談の上、地域農業の発展に資する用途に使用
	40%超70%以下	1.6万円	
	70%超	2.2万円	
地域集積協力金(中山間地域)	4%超15%以下	1万円	
	15%超30%以下	1.6万円	
	30%超50%以下	2.2万円	
地域集積協力金(集約化タイプ)	50%超	2.8万円	
	40%超70%以下	0.5万円	
	70%超	1万円	

※予算額が不足する場合は、優先順位による配分となり、採択されない場合があります(要注意)

(2) 個人に対する支援 (経営転換協力金)

機構に10年以上農地を貸し付けたそれぞれの出し手に対して交付

交付金名	交付対象者	単価(10aあたり)
経営転換協力金	機構へ全ての自作地を貸し付けた農業者など (●リタイアする農業者 ●農業部門の減少により経営転換する農業者 ●農地の相続人で農業経営を行わない者)	1.5万円 (一戸あたり上限50万円)

- ※遊休農地の所有者は対象になりません
- ※機構を介した利用権設定が対象(特定農作業受委託は対象外)
- ※予算額が不足する場合は、優先順位による配分となり、採択されない場合があります(要注意)

農地中間管理事業の担当課

加賀市 0761-72-7910	かほく市 076-283-7105	中能登町 0767-76-2434
小松市 0761-24-8080	津幡町 076-288-6704	輪島市 0768-23-1141
能美市 0761-58-2256	内灘町 076-286-6708	穴水町 0768-52-3670
川北町 076-277-1111	羽咋市 0767-22-1116	能登町 0768-76-8302
白山市 076-274-9540	宝達志水町 0767-29-8240	珠洲市 0768-82-7767
野々市市 076-227-6081	志賀町 0767-32-9221	
金沢市 076-220-2214	七尾市 0767-53-8422	

南加賀農林総合事務所農業振興部 / TEL.0761-23-1703
 石川農林総合事務所農業振興部 / TEL.076-276-0371
 県央農林総合事務所農業振興部 / TEL.076-239-1751
 中能登農林総合事務所農業振興部 / TEL.0767-52-5522
 奥能登農林総合事務所農業振興部 / TEL.0768-26-2323
 (公財)いしかわ農業総合支援機構 / TEL.076-225-7621
 石川県農林水産部農業政策課 / TEL.076-225-1613

<http://www.inz.or.jp/>

詳しくは、最寄りの市町農政担当課か農林総合事務所まで



令和元年11月発行

所有者
(出し手)

貸したい

耕作者
(受け手)

借りたい

農地を活かす!!

公的機関の農地中間管理機構が間に入り貸し借りをを行うので、出し手・受け手ともに安心して地域の担い手に農地集積・集約化を進めることができます。

地域の話合い
(人・農地プランの作成・見直し)

農地中間管理機構
〔(公財)いしかわ農業総合支援機構〕

- 農地の借受け(農地中間管理権の取得)
- 受け手農家がまとまりある形で農地を利用できるよう貸付け

〔いしかわ農業総合支援機構は、県内唯一の農地中間管理機構として平成26年7月に石川県知事の指定を受けました。〕

連携・協力

県・市町、農業委員会、JA 等

石川県・(公財)いしかわ農業総合支援機構

令和元年11月

借受け

貸付け